

岡本の国会での質問

180-衆-予算委員会-20号 平成24年03月06日

○中井委員長 これより社会保障(年金を含む)と税などについての集中審議を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本充功君。

○岡本(充)委員 おはようございます。

きょうは、時間をいただきましたことを、委員長、理事、そして委員の皆様方に感謝申し上げたいと思います。

限られた時間でありますので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、この一月の三十日に出了た日本の人口推計の新しいもの、これをもとに、今後日本の人口がどう変わっていくか、それを皆さんにお示ししたいと思います。

一枚目のボードをごらんいただきたいと思います。

ここにもありますように、日本は二〇〇五年を底にして合計特殊出生率が上に向いてきた、上になってきたということでありますけれども、残念ながら、まだまだ一・三台ということで、人口が伸びていくところまではいきません。そんな中、これからどうなるか。本当に厳しい胸突き八丁をこれから歩いていかなければなりません。

二〇一〇年の現時点において、赤い、いわゆる仕事をするであろう年齢、十五歳から六十四歳の皆さん方はこれだけの割合いますが、残念ながら、これから先、この赤い人口層がどんどん減っていく。そして、ここに書いてありますように、二〇四二年には六十五歳以上の人口がピークを迎え、そこから先は、紫の矢印の線を見ていただきますとおわかりのように、高齢化率のピークは四〇%を超えて高どまりをしていく。そして、現時点が、紫のグラフがまさに急峻に伸び上がっている、こういった場所であります。

そういう意味では、これから大変厳しい年月を日本は過ごしていかなければならない、こういう状況にあるわけでありまして、この中で社会保障をどうしていくかというのが大変重要な課題になってくるわけでありまして。

私も、厚生労働委員会に所属をする中で、こういった問題はかねてより意識をしてまいりましたし、そういった意味で、これから先どれだけの社会保障が必要になってくるのか、今議論になるのは当然だと思っています。

二枚目のボードを見ていただきたいと思います。

二枚目のボードは、人が生きていく中で、一体、社会保障をどのように必要とし、そして受け取っていくのか、さらには、下側は負担であります、この負担をどのくらいお支払いになられているのか、こういったことを、横軸が年齢、縦軸が金額であらわしたものであります。

生涯で見ますと、ここで改めて確認をしたいのは、当然のことだと皆さん思われるかもしれませんが、六十歳以降は、ピンク色の老齢年金、年金の受け取りが大きな金額を占めていく。また、紫色の医療は、全年齢を通じて一定程度の受け取りがあるものの、やはりこれも、高齢化する中、八十歳を超えていくとさらにその金額はふえていく、こういった絵姿になっているということでもあります。

一方で、注目をしなければならないのは、若年齢の皆さんもかなりの給付を受けているということをお示しをさせていただきます。

人の人生が、これから高齢化をしていく、長寿化をしていく中で、八十五歳だとすれば、最初の二十二年から二十五年は、こうやって見ていただきますと、給付の方が上回る時代が続きます。一方で、六十歳からまた給付がふえていく、こういう時代が続くわけでありまして。実質的に、二十二歳から二十五歳ぐらいから六十歳ぐらいまでの、いわゆる先ほどお示しをしました十五歳から六十五歳と言われる層の皆さん方が負担が重くなり、人間としては、二十代半ばから六十ぐらいまででこ

の負担をし、そして自分が育ててもらった二十過ぎまでの時間と六十を過ぎてからの時間を皆さんのお世話になる、これが人間の姿だということでありまして、実質的に負担をしている三十五年間、そしてその後五十年ぐらいを皆さんのお世話になる時間、こういった割合になっている。

そういう意味では、実質的な働く時間でありましてこの三十五年から四十年ぐらいの時間が大変厳しいと言われるのもやむを得ないものがあるのかな、私はこのように思っているわけでありまして。

そんな中で、年金につきましては、御案内のように、今百十兆円近い積立金を持って運用しています。当然のことながら、年金は、高齢になりますと、掛金を払わずに一〇〇%受け取り、こういうことになるわけでありまして。

また、医療は、実は高年齢になっても保険料を払ったり、また窓口負担を払うということもあって、高年齢になっても負担をするんだとはいっても、実は給付と負担の割合は著しく偏ってくる。つまりは、負担をするお金が少なくなり、そして給付の方が圧倒的に大きくなる、こういう構図になっていくことが明らかであります。

一例を挙げますと、例えば、八十五歳までいくと、お一人の受け取る一年間の医療費が九十六万五千元。一方で、年間で窓口や保険料で御負担をいただくのは十三万四千元。差し引きすると、八十万円ぐらいが給付増、給付の方に多いということになります。

一方で、では、四十歳の方はどんなものかということでお話をしますと、四十歳の方は、受けられる医療は年間十二万八千元、平均ですけれども。一方で、御負担は二十七万円。そういう意味でいうと、二十七万円払って十二万八千元の医療を受けているということであれば、やはり負担感は強い、こういうことになってまいります。

したがって、必ずしも、健康保険は高年齢になっても保険料を払うから年金と違うんだという話だけではないと思います。一年間で使い切ってしまう健康保険、これには積立金がありません。したがって、よく騎馬戦型と言われる三人で支える高齢者一人、今の絵姿、そして、二〇五〇年ごろには肩車型、一人で一人を支えるということになりますと、一年間で必要な医療費をその一人の若い人が払わなきゃいけないという状況が来るのではないかとこの危惧も持つわけでありまして。

そういった中で、改めて確認をしたいわけでありましてけれども、厚労大臣にお伺いをしますが、年金には積立金をつくってきて、そして、上に乗っている高齢者の方、騎馬戦であれ肩車であれ、上に乗っている高齢者の方は、御自身が過去に払ってきた年金の積立金で一定程度負担を軽くするべく浮いてもらっているわけでありましてけれども、一方で、健康保険や介護保険は単年度で使い切りであって、結果として、これから先も毎年毎年、その年に必要なお金を現役世代が払わなきゃいけないという仕組みになっている理由はどのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○小宮山国務大臣 今委員御指摘のように、年金は積立金、医療保険制度、介護保険制度はそうっていないということは、医療保険制度、介護保険制度というのはその保険者が分かれています、年齢、職業、住んでいる地域などでばらばらな制度であるということが一つ。それから、年金と異なって、今御紹介いただいたように、高齢者も保険料とか窓口負担を負担することで保険制度の支え手になっている。こういうことから、一年から三年の短い期間で、短期保険という形で回しているという実態がございます。

それからまた、医療や介護の費用がふえているというのは、高齢化もちろん大きな要因ですけれども、そのほかに、やはり医療が高度化をしている。それから、介護についても、以前は大家族で、家族の中で見ていましたけれども、そうでないことも含めて、介護サービスが充実をしてきている。こういうことから、そのサービスを受ける、あるいは医療を受ける方が、それに伴って保険料をお払いになって、それを上げていくということの方が払う方の御理解が得られるのではないかと、そういうことがあります。

また、医療保険、介護保険で多額の積み立てを持ってそれを運用するというのはいかなるものかということもございまして、これはもちろん、高齢者の皆さんに医療などをもっと御負担いただ

くという検討もさせていただいていますが、これを、医療保険制度、介護保険制度を積み立ててやるということは慎重に考える必要があるかと思っています。

○岡本(充)委員 当然、積み立てでやるということになると、新たな負担のお金が出てくるということもあります。しかし、このボードでもお示しをしましたが、高年齢になると、どうしても医療もより必要性が高まってくるという実態を踏まえつつ、そしてまた、年金などはマクロ経済スライドがあり、実質的にこれから先の伸びが一定程度に抑えられるのに対して、毎年一兆二千億円とも言われる社会保障の伸びの多くを医療、介護が占めているという状況を踏まえて、やはり検討をする必要もあるのではないかというふうには思っています。

つまり、今いる、今生きている人たちで、これから先は胸突き八丁だと言いました。その社会保障をどう支えていくかというのは、これから、まずはこの社会保障と税の一体改革がなし遂げられた上でありますけれども、次の課題としてやはり出てくるんだろうと思っています。

あわせて、最後のボードをちょっとお示しをしたいと思いますが、民主党のマニフェスト、さまざまお約束をしてきた中でありますが、やはり子育て世代により支援をしていきたいということでこれまで取り組んできました。

ここにもあります、中学生と高校生の子供さんがいらっしゃる御家庭においては、年収四百万、五百万、七百万となっておりますが、この収入、四百万、五百万、七百万それぞれで、二十二年のいわゆる改正前の税と手当の状況というのはどうかということでいいますと、中学生、高校生の御家庭では、これまで、二十二年改正までは基本的に手当がありませんでしたから、税がそのまま負担ということで、赤い棒となっております。右側ですね。そして、矢印を経て、二十二年改正を経ると、こうやって手当が出て、実質的な税負担というのは大きく下がっている。もちろん、税金の負担はふえているように見えますが、そこにいわゆる子供に対する手当や高校の実質無償化が加わって、このように大きく改善をしているということも、ぜひテレビを見ている皆さんにも御理解いただきたいと思っています。

高校無償化も、そして子どものための手当も、これからまた議論があるとは承知をしていますが、こういった事実関係を踏まえながら、もちろん、受けていない皆さんにも御理解いただきたいと思っています。

最後になりますけれども、こういった社会の実情を踏まえつつ、社会保障と税の一体改革を進める中で、私はやはり避けて通れないのが貧困化、貧困対策だと思っています。

そういう意味で、その一つにもなるかもしれないと思っていますのが、いわゆる短時間労働者への社会保険の適用拡大、そしてまた、もう一つは、貧困対策とは必ずしも言えませんが、いわゆる厚生年金と共済の一元化の問題、被用者年金の一元化の問題。これについて、私はやはりこの社会保障と税の一体改革の中で打ち出していくべきではないかというふうに考えるわけですが、総理、岡田副総理、そして財務大臣、それぞれの御見解をいただければ幸いです。

○安住国務大臣 おはようございます。

被用者年金の一元化は非常に重要な課題だというふうに思っております。今、私どもとしては国家公務員共済制度を所管しておりますけれども、厚労省ともよく相談しながら、法案の提出等に向けて関係の調整というものをこれから鋭意行っていきたいと思っております。

○野田内閣総理大臣 被用者年金の一元化と短時間労働者への社会保険適用拡大の意義は、今、副総理と財務大臣の御説明のとおりでございます。

今回、一体改革は、社会保障の充実と安定化に必要な法改正を順次法改正として提案していくということと、あわせて、年度内にそれを支える安定財源をつくるための税制の抜本改革の法案を提出する。それをあわせて一体として行っていくということですが、今申し上げた二つはその大事な柱でございますので、今細部の詰めを行っておりますけれども、成案を得て、法案を提出

できるように努力をしていきたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 先ほどもお話をしましたけれども、日本の社会保障は世界に冠たるものがあると私は思っていますので、これをさらにいいところを伸ばしていくような改革を、党でも、また政府でも続けていく、こういう決意を私も述べさせていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。